

おもな内容

2026年度最低賃金の答申出そろう ②
国交省、違法ハイヤー対策に方針 ③
オルグ奮戦記) 広島でアツい行動 ③
きになる交差点) 猛暑と移動手段 ③
原水禁大会の参加者の感想 ……④

自交労働者 1011

●ハイタク・自教・観光バス労働者の新聞●

自交総連(全国自動車交通労働組合総連合会)
発行人 庭和田 裕之
発行日 毎月1回、15日に発行
購読料 月間100円、年間1200円(送料込)
(組合員は組合費に含む)
振込口座 中央労金荒川支店 普通1128819
〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
Tel 03-3875-8071/Fax 03-3874-4997
E-mail info@jikosoren.jp
ホームページ https://www.jikosoren.jp/

福島、広島、長崎で開催 2026年原水爆禁止世界大会 平和を願い親睦深める



2026年原水爆禁止世界大会 (広島大会) = 8月4～6日、広島・グリーンアリーナ



大阪府から福岡県へ宣伝カーを走らせた = 8月28～29日、福岡・大野城市

不当解雇は絶対許さない 解決を迫る要請&抗議宣伝

大阪地連

関西・大阪地連は8月28～29日、加盟単組である家康コーポレーション労働組の争議を解決するため、要請&抗議宣伝を実施。福岡地連の支援を受けて、宣伝カー2台で、(株)家康コーポレーション(海江田司代表取締役社長)が本社を構える福岡県大野城市に赴きました。28日深夜、大阪地連バス部会の坪内氏(み

田書記長は、海江田社長を訪問しました。社長に対して直接争議の解決を迫るとともに、裁判闘争のみならず今後福岡市内で宣伝行動を強化することをアピールしました。(株)家康コーポレーション 自交総連のなかまを含

厳しい行政指導を

東京地連 国交省と要請交渉

東京地連は8月18日、参議院議員会館で国交省との要請交渉をおこないました。先だって7月29日、

東京地連は、これを受けて、運賃改定の認可権者であり、指導監督責任を負う国交省の対応を問い質すとともに、「タクシー運賃改定の趣旨を逸脱した不当な賃下げ行為に対する厳格な行政指導を求める」要請書を提出しました。

同席した日本共産党の山添拓議員は、「運賃改定の趣旨を労働条件改善とうたう以上、国交省はもう少し踏み込むべき。一方的な不利益変更は許されないと



訴えかける徳永地連委員長 (中央) = 8月18日、東京・参議院議員会館

と迫ります。第49回定期大会の開催について

告示

全国自動車交通労働組合総連合会
(自交総連)
中央執行委員長 庭和田 裕之
各地連・地本委員長 殿

日頃のご奮闘おつかれさまです。

自交総連は左記の日程で第49回定期大会をオンライン併用で開催いたします。

大会の成功をめざして運動方針案などの討議を進めるとともに、各地連・地本、単組・支部の参加を要請します。

記

1. 日時 10月13日(火) 午後1時より14日(水) 正午まで
2. 場所 東京・全労連会館
文京区湯島2-4-4
☎03(5842)5610
宿泊 お茶の水ホテルジュラク
千代田区神田淡路町2-9
☎03(3251)7222
3. 議題 ①活動報告と運動方針案
②会計報告と予算案他
4. 宿泊代 1人1万3300円(1泊1食)
5. 資料代 2000円

ました。

国交省は、「地裁判決は被告側が控訴し、現時点で確定していない」と、及び腰の姿勢を崩しませんでした。要請書では、次の3項目を求めています。

1 脱法的なスライド賃下げをおこなった事業者に対して、規則の改定と過去に遡った差額賃金の支払いを命じる行政措置をおこなうこと。

2 飛鳥交通のよう

に、運賃改定時に賃金を実質的に引き下

げている事業者をみつ

けるために、改定後に収支状況と賃金規定について全数調査をおこなうこと。

3 「労働環境改善」という運賃改定の趣旨を無視し、誠実な労使協定を拒否して不当な賃下げをする事業者に対して、運賃認可の取り消しを含む厳格な処分基準をもつけること。

2026年度 地域別最低賃金改定額(金額順)

※引上げ額の目安はAランク54円・Bランク56円・Cランク56円

	都道府県	ランク	2026年度 答申	改定額（目安 超えは太字）	2025年度 最賃額	改定発効年月日 (11月以降は太字)
1	東京都	A	1280	54	1226	2026年10月1日
2	神奈川県	A	1279	54	1225	2026年10月1日
3	大阪府	A	1231	54	1177	2026年10月1日
4	埼玉県	A	1196	55	1141	2026年10月1日
5	愛知県	A	1195	55	1140	2026年10月1日
6	千葉県	A	1195	55	1140	2026年10月1日
7	東京都	B	1180	58	1122	2026年11月16日
8	兵庫県	B	1172	56	1116	2026年10月1日
9	静岡県	B	1154	57	1097	2026年10月15日
10	三重県	B	1143	56	1087	2026年10月1日
11	広島県	B	1141	56	1085	2026年10月11日
12	滋賀県	B	1136	56	1080	2026年10月3日
13	茨城県	B	1136	62	1074	2026年10月18日
14	北海道	B	1131	56	1075	2026年10月1日
15	栃木県	B	1125	57	1068	2026年10月1日
16	岐阜県	B	1121	56	1065	2026年10月1日
17	群馬県	B	1120	57	1063	2026年10月3日
18	富山県	B	1119	57	1062	2026年10月1日
19	長野県	B	1117	56	1061	2026年10月2日
20	福岡県	B	1114	57	1057	2026年10月4日
21	石川県	B	1113	59	1054	2026年10月3日
22	山梨県	B	1113	61	1052	2026年11月1日
23	福井県	B	1112	59	1053	2026年10月4日
24	新潟県	B	1108	58	1050	2026年10月1日
25	奈良県	B	1107	56	1051	2026年10月4日
26	岡山県	B	1104	57	1047	2026年10月2日
27	徳島県	B	1103	57	1046	2026年11月1日
28	和歌山県	B	1101	56	1045	2026年10月3日
29	山口県	B	1101	58	1043	2026年10月8日
30	宮城県	B	1098	60	1038	2026年10月1日
31	大分県	C	1096	61	1035	2026年11月1日
32	佐賀県	C	1095	65	1030	2026年11月15日
33	福島県	B	1094	61	1033	2026年10月16日
34	愛媛県	B	1093	60	1033	2026年11月1日
35	香川県	B	1092	56	1036	2026年10月1日
36	熊本県	C	1092	58	1034	2026年12月1日
37	島根県	B	1092	59	1033	2026年10月10日
38	山形県	C	1092	60	1032	2026年10月30日
39	岩手県	C	1090	59	1031	2026年12月1日
40	秋田県	C	1090	59	1031	2026年10月14日
41	鳥取県	C	1090	60	1030	2026年10月3日
42	青森県	C	1090	61	1029	2026年10月29日
43	鹿児島県	C	1090	64	1026	2026年10月25日
44	長崎県	C	1087	56	1031	2026年11月2日
45	高知県	C	1086	63	1023	2026年10月29日
46	沖縄県	C	1086	63	1023	2026年12月2日
47	宮崎県	C	1085	62	1023	2026年10月24日

2026年度の地域別最低賃金の答申が出ました（左）。下（11）最賃と賃金の比較方法は、自分の賃金が最賃をどのくらい上回っているか、左の表を参考に確認してください。

2026年度の地域別最低賃金 開始時期に地域差あり

1280円で、最低額は、宮崎県の1085円、その差は195円です。引き上げ額の目安は54～56円でした。が、33府県で、厚労省が示す目安を上回る改定となりました。

過去最高だった昨年度につき今年度も、高水準の引き上げが維持されました。

一方、新しい最賃額が適用される改定日にあわせて、昨年同様、いくつかの地方で先送りされています。

地方ごとで開始時期にずれがあると、同じ最賃額でも年収が異なる、新たな地域間格差が生じてしまいます。

自交総連は、全労連がとりくむ運動に呼応し、全国一律1700円以上の最低賃金をめざしています。

2026年7月21日に

33府県で目安額を上回る

最賃と賃金の比較方法

まず、最賃の対象とならない賃金を差し引きます。

対象とならないのは、①臨時給・②一時金・③残業割増・④休日割増・⑤深夜割増・⑥家族手当、通勤手当、精皆勤手当と決まっています。これらを除いた額で最賃額を上回らなければなりません。

賃金体系が歩合給の場合、時間額＝歩合給÷総労働時間、固定給の場合、時間額＝固定給÷月の所定労働時間（年平均）、歩合給と固定給の組み合わせの場合、それぞれ計算して足し合わせます。

例えば、残業なしの月170時間労働だった場合、千葉県では新しい最賃は20万3150円（170時間×1195円）となり、これ未満の賃金で労働させると法律違反となります。

使用者は、最賃との差額を支払う義務があり、時効とならない過去3年まで遡り請求することができます（労基法115条）。



政府目標の先送り確定

これまで政府は「2020年代に全国平均1500円」との目標を掲げていましたが、2026年7月21日に中小零細企業が賃上げ余力をつくるための補助金・助成金が、重要となります。

閣議決定された骨太方針においては、「遅くとも2030年代前半、できる限り早期に全国平均1500円を達成する」と明記。事実上の目標の先送りが確定しました。今後、最賃の引き上げ幅の鈍化が予想されます。

国交省 違法ハイヤー対策に方針

厳罰化と新基準の創設

国交省は、全国各地

で白タク・白バス・白

ト行為が横行する現
状を鑑みて、2つの方
針を示しました。

とくに、空港や観光

地でのハイヤーによる

客引き行為や、タクシ

ー・ハイヤーの名義貸

しといった悪質な違反

事例を問題視し、対応

を強化するものです。

1. 処分量定を厳罰化

7月30日発表。

9月下旬に通達を発

出・施行予定。

白タクなどの道運法

違反、白トラーなどの事

業法違反による、車両

の使用制限・禁止の処

分量定を厳罰化。

【白タク・白バス・

白トラー】(現行) 初犯

60日、再違反120

日、再々違反180日

▽(改正) 初犯120

日、再違反180日、

再々違反180日

【自家用有償旅客運

送】(現行) 初犯40

日、再違反80日、再々

違反120日▽(改

正) 初犯80日、再違反

180日、再々違反1

80日

ハイヤーによる客引

き行為の許可・認可条

件違反、タクシー・ハ

イヤーの名義の利用や

事業の貸渡しなどによ

る、事業停止の処分量

定を厳罰化。

(現行) 事業停止30

日、違反点数30点▽

(改正) 事業停止60

日、違反点数60点

【運送引受書の交付

義務違反】未交付初

違反60日車、再違反1

20日車▽記載事項等

の不備初違反警告、

再違反10日車

【運送引受書の写し

の保存義務違反】初違

反60日車、再違反12

0日車

【運行指

示書の作成

等義務違

反】運行指

示書の作

成、指示文

は携行の義

務違反初

違反30日

車、再違反

60日車

▽記載事項

等の不備初違反警

告、再違反10日車

【運行指示書の保存

義務違反】初違反30日

車、再違反60日車

(注)「日車」は、車

両の使用を停止する期

間と台数を掛け合わせ

た単位を指します)

【運行指示書の保存

義務違反】初違反30日

車、再違反60日車

(注)「日車」は、車

両の使用を停止する期

間と台数を掛け合わせ

た単位を指します)

パブコメを提出

8月21日発表。

10月1日に通達を発

出・施行予定。

ハイヤー事業者に対

する、運送契約に関す

これを受けて自交総

連は9月1日、「一般

乗用旅客自動車運送事

業(タクシー・ハイヤ

クコメントとして、国

安心・安全に移動できる環境が必要

今回のきになるテーマは

『猛暑と移動手段』です。

夏は異常な暑さは、快・

不快を超えた災害として、

社会問題化しました。

2026年4月には、最

高気温40℃以上の日を「酷

暑日」と定義。言葉の追加

そのものが、異常が常態化

したことを示しています。

昨年夏の熱中症救急搬送

どれほど外が暑くとも、

は、10万人に達し、調査開

始以来最多を記録。発生場

所は、住居に次いで、道路

・交通施設等が約3割を占

めています(東京消防庁調

べ、2025年)。

道路・交通施設等で起こ

る熱中症は、駅まで歩く数

分、ホームで待つ数分、自

転車で走る数十分の積み重

ねが主な原因です。

これは、日常的に公共交

通機関を利用する20代、50

代の男女を対象にしたイン

ターネット調査です。

通勤・通学、買い物、病院

通いなど生活において欠か

せない移動があります。

8月18日、ローバミニ

専門店を運営する有限会社

キングスロードは、「猛暑

下における移動手段に関す

る調査」を公表しました。

これは、日常的に公共交

通機関を利用する20代、50

代の男女を対象にしたイン

ターネット調査です。

その結果、約8割が、猛

暑下における公共交通機関

での移動に「ストレスを感

じる」と回答。4割以上

が、直近1年以内の猛暑日

において、その移動中に熱

中症の危険を感じた経験が

ある、と答えています。

そして、今後、猛暑下

における移動手段として、も

っとも利用したいものは何

かとの質問には、「自動車

(自家用車・レンタカー・

タクシーなど)」が46%、

「電車」が36%、「バス」

が8%と答えました。

猛暑が常態化する中、移

動手段の選択は命に関わる

問題となっています。公共

交通の役割を見直し、誰も

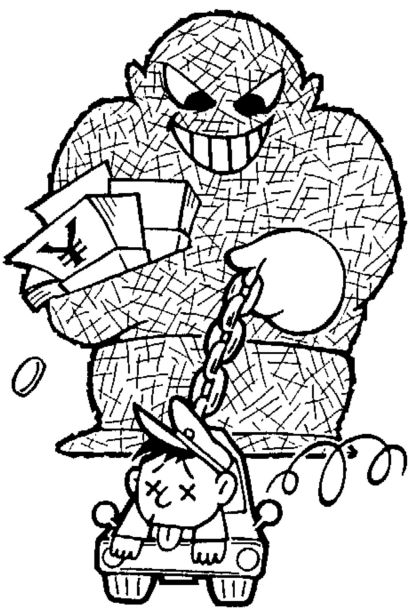
が安心・安全に移動できる

環境を整えることが必要で

す。タクシーも重要な移動

手段として、その役割をさ

らに果たしたいものです。



勇気出す選択に期待

～オルグ奮戦記～

広島でアツい行動

8月の組織拡大行動で、広島県に入りまし
た。被爆81年を迎えた広島は、猛暑と原水禁
世界大会の熱気に包まれており、非常に熱い
行動となりました。

オルグ前日の夜に広島入りし、自交総連か
ら原水禁大会に参加するメンバーとの交流会
に合流しました。参加された皆さんの反核・
平和への意識は高く、中には反核Tシャツを
着てアピールしている方もおられました。

翌日4日、タクシードライバーへの対話ア
ンケートを広島駅からスタート。どこまで乗
っても一律料金の路面電車移動しながら、
各タクシープールを回りました。

広島駅のタクシープールは車の回転が速
く、会社の実態を詳しく聞き取るのが難しく
もありましたが、交通事故の修理代に乗務員
の自腹を切らせている事業者が目立ちまし
た。この日も猛暑日で、吹き出る汗を手ぬぐ
いで拭きながら話を聞いていると、「大丈夫
？ 大変だね」とドライバーから心配されて
しまう一幕もありました。

その後、広島駅から広島港へ移動しまし
た。広島港は路面電車の終点であり、瀬戸内
海の島々へ渡る航路が集まる交通の要衝で
す。タクシープールに常時停車している台数
は多くありませんが、フェリーが到着するた
びに車が次々と流れていきます。

その中で出会った大手タクシー会社の女性
ドライバーは、「運賃改定で3%の値下げが
決まった。社内はみんな不満だが、組合がな
いからどうしようもない。会社は組合結成を
禁止していて、作るとクビになる。それでも
何とかしたい」と嘆いておられました。

「会社の言う通りにすべて従うのか、転職
するのか、それとも労働組合の力で会社を変
えていくのか。選択肢はこの3つしかありま
せん」とお伝えし、名刺を渡しました。

広島港の皆さんが勇気を出して相談してくれ
ることを期待しながら、広島を後にしまし
た。

(報告) 内田大亮組織拡大専従オルグ)



※掛金は平均年齢によって変わります

～全員加入で大きな安心を～

